

議案第237号

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年12月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市長事務部局の職員について子以外の扶養親族に係る扶養手当の支給対象者の範囲を変更すること等に鑑み、水道局企業職員についてもこれに準じた改正を行う必要があるによる。

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年福岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、福岡市職員の給与に関する条例（昭和26年福岡市条例第18号）別表第1行政職給料表8級に相当する職務の級にある職員に対しては、支給しない。

第4条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある孫

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(平成33年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

2 この条例の施行の日から平成33年3月31日までの間は、この条例による改正後の福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条第1項ただし書の規定は適用しない。